

## 事実

原告 X は、昭和 56 年頃以降、訴外 A の内縁の妻であったが、A は、訴外 B との間の子である参加人 Z<sub>1</sub> 及び Z<sub>2</sub>（以下、一括して「Z ら」という）について、昭和 57 年 7 月 23 日に認知の届出をしていた。A は、平成 3 年 6 月当時、被告 Y 信用農協組合連合会に対して A 名義の本件各貯金債権を有していたが、平成 4 年 1 月 22 日に死亡し、Z らが相続人となった。

X は、平成 4 年 4 月 19 日、Y 及び Z らとの間で本件各貯金債権が X に帰属することの確認を求めると共に、Y に対してその元金の支払を求め、本件訴訟を提起した。他方、Z らは、Y に対し、平成 5 年 6 月 15 日付で、本件各貯金債権の払戻請求をした。これらに対し、Y は、平成 6 年 6 月 21 日、本件各貯金債権の債権者を確知することができないとして、その元金の合計であると主張する合計 1 億 8212 万 9764 円を、弁済のために法務局に供託した（以下、「本件弁済供託」という）。

Z らは、平成 6 年 7 月 11 日、本件各貯金債権は同人らが相続したものであるとして、本件訴訟につき当事者参加の申立てをし、X 及び Y との間で本件各貯金債権が Z らに帰属することの確認を求めるとともに、Y に対し、その元金並びに各貯金債権預入の日から平成 5 年 6 月 15 日までにおける各貯金債権所定の割合（年 5.5% ないし年 6.6%）による利息及び同月 16 日から支払済までにおける年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求めた。

第 1 審である千葉地裁平成 8 年 4 月 26 日判決（判例集未登載〔平成 4 年(ワ)618 号等〕）、及び、原審である東京高裁平成 8 年 11 月 27 日判決（判例集未登載〔平成 8 年(ホ)2491 号等〕）は、概要以下のように認定判断した。

第 1 に、A が本件各貯金債権を X に贈与ないし死因贈与したと認めるに足りる証拠はなく、X と Z らとの間において、本件各貯金債権を X に帰属させる旨合意したとは認められない。したがって、X の請求はいずれも棄却されるべきであり、Z らと X 及び Y との間で、本件弁済供託に係る本件各貯金債権が Z らに帰属することを確認する。しかしながら第 2 に、本件訴訟の内容及び経過に照らすと、Y としては直ちに本件各貯金債権が Z らに帰属すると判定することはできず、結局、Y は、過失なくして債権者を確知することができなかったと解するのが相当であり、本件弁済供託は民法 494 条後段の要件に欠けるところはない。したがって、第 3 に、Y は、Z らが平成 5 年 6 月 15 日にした本件各貯金債権の払戻請求によって履行遅滞の責を負うものでない。そして、第 4 に、本件各貯

金債権の元本債権及び各貯金債権所定の利息債権は、本件弁済供託によって全て消滅した。以上により、Z らの Y に対する金員支払請求は、棄却されるべきである。

これに対して、X 及び Z らがそれぞれ上告した。本判決は、このうち Z らの Y に対する本件各貯金債権の払戻請求に関する部分について応えたものである。

## 判旨

破棄差戻。

「本件においては、本件各貯金債権の債権者である Z らが平成 5 年 6 月 15 日付けて右債権の払戻し

商事判例研究 平成 11 年度 37

# 帰属先に争いのある 預金債権に関する金融 機関の履行遅滞責任

筑波大学助教授

星野 豊

東京大学商法研究会

最高裁平成 11 年 6 月 15 日第三小法廷判決

（平成 9 年(ワ)第 663 号、第 664 号、拝師艶子対千葉県信用農業協同組合連合会ほか 1 名、預金返還等請求及び当事者参加）  
事件

金融・商事判例 1084 号 38 頁

〔参照条文〕 民法 419 条・494 条

を請求した当時（ただし、記録上、同請求の意思表示が Y に到達した時期は明らかではない。）、既に、本件各貯金債権の名義人の内縁の妻である X から、Y 及び Z らに対して本件訴訟が提起され、本件各貯金債権の帰属が争われていたのであるから、Y としては、過失なくいずれの者が真の債権者であるかを確知することができなかったとしても、少なくともその時点で既に弁済供託をすることができたはずである。したがって、その時点で弁済供託をしておけば履行遅滞の責めを免れたことは論をまたない。しかしながら、Y において、そのとき直ちに弁済供託をすることなく、ただ Z らの払戻請求を拒絶していたとするならば、Y としては、右払戻請求について履行遅滞の責めを免れず、右払戻請求を受けた日の翌日から本件弁済供託をした日までの期間、本件各貯金債権につき遅延損害金の支払義務が発生するというべきである。」

## 評釈

判旨に概ね賛成。

I 本件は、預金債権の帰属先に争いがある場合に、金融機関が履行遅滞の責を免れるため供託を行うべき時期について、具体的な判示をした裁判例である。民法419条は、金銭の支払が遅延した場合につき、債務者の帰責事由の有無を問わず、少なくとも法定利率による遅延損害金の支払をなすべき旨を規定している。このため、市中金利が法定利率と比べて著しく低くなり、法定利率による遅延損害金の負担が実質的に重くなっている昨今では、金融機関がどの段階で履行遅滞を免れるため弁済供託をなすべきかが、実務上極めて重要な問題となりつつある。本判決は、この点に関する事例的意義を有するものであり、今後の実務に相当の影響を与えるものと思われる。

以下では、まず、従来の裁判例や学説を概観し、預金の帰属先に争いがある場合における、預金の払戻の留保や弁済供託の有効性に関する議論について検討を加える(II)。そのうえで、本判決の論理構造の特徴と本判決の結論の妥当性について考えてみる(III)。

II 預金の帰属先につき争いがある場合に、金融機関が預金の払戻を留保したり弁済供託をしたことは、実務上しばしば行われる。しかしながら、払戻の留保が金融機関の債務不履行となるか否か、あるいは、弁済供託をどの時期になすべきか、という議論は、裁判例でも学説でもあまりなされてきていない。

この背景事情としては、次の2つのことが挙げられる。第1に、前述のとおり、最近に到るまで預金債権の金利が法定利率を大幅に下回ることがなく、かつ、金融機関の行う資産運用の結果が一定の水準を維持していたため、法定利率による遅延損害金の支払が、金融機関にとってそれ程大きな打撃とはならなかったことが重要である。これに加えて第2に、預金を払い戻した相手方が後に預金者でなかったと判断された場合についても、かかる払戻に対して債権の準占有者に対する弁済としての有効性が判例上かなり広範に認められる傾向があったため(最判昭和41・10・4民集20巻8号1565頁ほか多数)、預金の帰属先が不明確であること自体を、金融機関が問題として特に重要視してこなかったことも与っている。

したがって、この問題に関する裁判例は、最近になって発生した事案が中心となっている。例えば、東京地裁平成6年5月16日判決(金商971号31頁)は、預金の名義人から払戻請求者に対する死因贈与が行われたことの裁判上の認定を求めて

金融機関が預金の支払を留保していたことに対し、当該死因贈与に係る債権譲渡通知が金融機関に到達した翌日から年6分の遅延損害金を支払うべき旨を判示している。又、和歌山地裁平成9年5月26日判決(金商1049号23頁)は、夫婦間で事業用資産にかかる預金の帰属が争われた事案につき、預金者側の事情により債権者が不明確となる状況が生じた以上、遅延損害金の請求は権利濫用に当たるとしてこれを否定したが、控訴審である大阪高裁平成10年2月13日判決(金商1049号19頁)は、預金の払戻請求に際して預金証書等の提示がなくても、金融機関が預金者を確知するために必要最小限の相当期間を経過した後は、金融機関による預金払戻の不履行は違法であり、その時期は遅くとも訴状送達の日である、として、訴状送達の日翌日からの遅延損害金の支払を命じている。さらに、広島地裁平成9年10月29日判決(判タ971号165頁)、及びその控訴審である広島高裁平成10年7月16日判決(金商1049号27頁)は、共同相続人の1人が法定相続分を超えて相続財産である預金の払戻を請求した場合につき、金融機関による預金者の確知に払戻請求者が積極的に協力しなかったという事情がある場合には、金融機関が利害関係者の意思確認を行う期間預金の払戻を留保することは債務不履行にも不法行為にも当たらない、として、遅延損害金の請求を棄却している。他方で、大阪地裁平成4年3月26日判決(判タ813号243頁)は、元夫婦間で預金の帰属につき訴訟があるだけで、双方が共に自己が預金者だと主張しているわけではない状態では、債権者不確知を理由とする供託は有効とならない、と判示している。

以上のことからすると、従来の裁判例では、次の2つの判断基準が概ね確立しているものと考えられる。第1に、預金の帰属先に争いがある場合については、金融機関は債権者を確知するために必要な一定の期間、預金の払戻を留保することができる。但し、その「一定の期間」の具体的な長さは、事案によって区々である。第2に、債権者と称する者が複数競合しない限り、債権者不確知による弁済供託は有効とならず、金融機関は債権者を確知するための調査を行わなければならない。他方、債権者が複数競合した場合には、弁済供託の要件が充たされた以上、直ちに供託をしなければ金融機関は遅延損害金の支払を免れない。

これに対して、学説では、民法494条後段でいう「債権者が不確知」であることの具体的な内容については、かなり詳細な議論が裁判例に即してなされているものの(甲斐道太郎・注釈民法(1)292-

293頁)、供託をなすべき具体的な時期についてはほとんど議論がない(甲斐・前掲書297頁)。これは、債権者が不確知であることが判明した時点で供託の要件が充たされる以上、債権者の協力なくして債務者は債務を消滅させることが可能となるわけであるから(我妻米・債権総論〔民法講義IV〕〔新訂版〕307頁)、そのことの反対解釈として、供託をしない限り債権は消滅せず、したがって弁済期後に遅延利息が発生することは当然であると考えられていたためと思われる。もっとも、最近の実務においては、前述した市中金利と法定利率との関係が変化していることを承けて、預金証書のない払戻請求は取立行為に該当しないから、銀行が預金者であることを確認するまでの間預金の払戻を留保することは債務不履行に該当しない、との見解も提唱されるようになってきている(秦光昭「預金の払戻遅延と民法419条」銀行法務21 568号10頁)

Ⅲ 以上の裁判例や学説を念頭に置いたうえで、本判決の論理構造の特徴と結論の妥当性について考えてみる。

本判決は、まず、本件の事情の下でZらがYに預金の払戻をした時、既にXから預金の帰属をめぐって訴訟を提起されていたのであるから、Yが過失なくして債権者を確知することができなかったとしても、その時点で既に弁済供託ができたはずである、とする。そして、Yが直ちに弁済供託をすることなく、ただZらの払戻請求を拒絶していたのであれば、Yは履行遅滞の責めを免れず、払戻請求を受けた日の翌日から弁済供託をした日までの期間、遅延損害金の支払義務が発生する、と結論する。このように、本判決は、Xによる本件各貯金債権の払戻請求とZらによる払戻請求とが競合したことにより「債権者不確知」の状態が生じ、その時点で「弁済供託ができたはずである」とするのであるから、従来の裁判例における前述の判断基準、すなわち、債権者と称する者が単独である間は弁済供託は有効でなく債権者確知のための調査を行うべきであり、債権者と称する者が複数競合した時点で債権者確知のための調査を打ち切って弁済供託をすべきである、との考え方を、ほぼそのまま採用しているものと思われる。

本判決の採る考え方が、民法419条及び494条の文言と整合していることは明らかである。又、法定利率のあり方について現行法と異なる考え方を採用することや、民法404条の適用を状況により排除することは、解釈論の域を明らかに超えるものであり、かえって法的安定性を害する恐れがある(影浦直人・後掲〔本件判批〕)。さらに言うなら、金銭の財産としての性格上、金銭を現実に保

持している者は、その間に事実上何らかの利益を享受していると考えることが妥当である。したがって、預金の払戻の時期や弁済供託をなすべき時期を、金融機関の一方的な判断に委ねることは、金融機関に不相当の利益を享受させることになるから、かかる時期については客観的に確定する必要があると考えられる。このような理由からすれば、本判決の結論は、少なくとも現行法の解釈としては、基本的に妥当であると思われる。

もっとも、本判決を含む従来の裁判例の考え方の下で、全く問題が生じないわけではない。すなわち、債権者と称する者が1名である場合に債権の帰属先が判明しなかったときは、弁済供託の要件が充たされないため、金融機関は債権者確知のための調査をすることが必要となる。この調査の間に債権の弁済期が到来したとしても、従来の裁判例からすれば法律上当然に遅延利息が発生することにはならないから、金融機関に不当な不利益を負わせることには必ずしもならない。ところが、債権の帰属先を調査している間に債権者と称する者が複数となったときは、その瞬間に債権者の競合による「債権者不確知」の状態が生じ、その時点から遅延損害金が発生するため、金融機関としては継続中の調査の進捗状況にかかわらず、直ちに弁済供託をしなければ履行遅滞の責を免れないことになる。

このように、弁済供託の要件を現行条文に忠実に解釈することは、金融機関に対して、状況により実務上の対応をめぐりしく変化させることを要求する部分がある。したがって、本判決の結論の妥当性についても、金融機関の行うべき調査の範囲や程度、さらには途中まで調査をしたことによる金融機関の免責の是非を問題とする余地は、全くないわけではないように思われる。又、冒頭に述べたとおり、本件における問題点は、法定利率による遅延損害金の支払の負担が実質的にどの程度の重さを持っているかに応じて、実務上の重要性が相当程度変化する部分がある。したがって、そもそも、市中金利が相当大きな幅で変動している状況の下で法定利率を法律で固定させておくこと自体につき、それが金融政策として望ましいか、という立法論も、今後さらに活発になされる可能性があるであろう。

\*本判決については、影浦直人・判タ1036号68頁、吉原省三・判タ1065号66頁、及び、塩崎勤・金法1602号19頁がある。

(ほしの・ゆたか)